

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

平成23年 ○月 ○日

白石市農業委員会会長 殿

申請者

譲渡人 宮城米吉 印

譲受人 白石豊作 印

下記農地(採草放牧地)の所有権を移転したいので農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の氏名(名称)住所、職業及び年齢

申請者	氏名	年齢	職業	住所	備考
(ふりがな)	みやぎ よねきち			〒989-0221 白石市〇〇字 1-1 電話(0224)22-0000	
譲渡人	宮城米吉	73	無職		
(ふりがな)	しろいし ほうさく			〒989-0222 白石市△△字 2-2 電話(0224)25-00xx	
譲受人	白石豊作	40	会社員兼農業		

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名、所有権以外の使用収益権が

市町村名	白石市		面積(m ²)	所有者氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	所在・地番	地目			権利の種類・内容	権利者の氏名(名称)
	登記簿	現況		所有者が登記簿と異なる場合		
福岡△△字□-□	田	田	1,200	宮城米吉		
〃	田	田	1,000	宮城米吉		
〃	畑	畑	800	宮城米吉		
計	3筆		面積 田2,200m ² 畑 800m ²	採草放牧地	m ² 計 3,000 m ²	

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容等

- (1) 権利の種類 売買
- (2) 移転(設定)の時期 平成 年 月 日 許可後
- (3) 土地引渡の時期 平成 年 月 日 許可後
- (4) 賃貸借(使用貸借)期間 平成 年 月 日
- (5) 移転(設定)の対価 10a当たり対価 円 総額対価 ○○○、○○○円

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員に関する事項

(1) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等(以下、「権利取得者等」といいます。)が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地(以下、「農地等」といいます。)の状況

	所有地			使用収益権を有する土地		
	自作地	貸付地	非耕作地	借入地	貸付地	非耕作地
農地面積	8,000 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
田	5,000 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
畑	3,000 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
樹園地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
採草放牧地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
非耕作地となっている農地等がある場合その状況・理由						
権利取得後の経営面積	農地	30,923 m ²		採草放牧地	m ²	

(2) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

作付(予定)作物	田		畑		樹園地		採草放牧地
	水稲	大豆	野菜				
権利取得後の面積(m ²)	4,700 m ²	2,500 m ²	3,800 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

(3) 権利取得者等の農機具等の所有状況

種類(例)	農機具					家畜			備考
	トラクター	耕耘機 大 小	田植機	コンバイン	バインダー	乳牛	肥育牛	養豚	
確保済 (うちリース)	1台 (台)	1台 (台)	1台 (台)	1台 (台)	台	頭 (頭)	頭 (頭)	頭 (頭)	
導入予定 (うちリース)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)		頭 (頭)	頭 (頭)	頭 (頭)	
資金繰りについて									

(4) 権利取得者等の農作業従事状況等及び労働力の依存状況

	氏名	年齢	性別	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数		備考(通作距離・農作業経験等)
						うち常時従事日数		
世帯員等 (構成員)	白石豊作	40	男	本人	会社員兼農業	100		
	白石稲子	39	女	妻	無職	100		
	白石豊	12	男	長女	学生			
	白石豊子	9	女	長男	学生			
雇用者								
増員予定	常時雇用者	名		備考				
	臨時雇用者	名		備考				

5 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載して下さい。）

白農委指令 第 号

6 農地等につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合は、以下の理由で該当するものに印を付けて下さい。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡によりその土地について耕作又は養畜の事業をすることができず、一時貸し付けを行うため。
- 賃借人等がその土地をその世帯員に貸し付けるため。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けるため。
- その土地を水田裏作(田において通常は稲を栽培しない期間に稲以外の作物を栽培すること。)を目的として貸し付けるため。
(表作の作付内容＝ , 裏作の作付内容＝)
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員が申請地をその法人に貸し付けるため。

申請のとおり許可します。

平成 年 月 日

7 周辺地域との関係

権利取得者等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定・移転しようとする農地等の周辺の土地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載して下さい。

白石市農業委員会 会長

8 その他付記事項

(記載注意)

- 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現在耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載して下さい。
なお、「所有権以外の土地」欄の「貸付地」には農地等につき所有権以外の権原に基づき耕作の事業を行っている土地の面積を記入して下さい。
- 3 「非耕作地」の欄は、現在耕作又は養畜の事業に供されない農地等について面積を記載し、その状況・理由について、下の欄に記入して下さい。(例えば「条件不利地のため作付していない」、あるいは「〇年間耕作放棄状態である」等)
- 4 「資金繰りについて」は導入予定の農機具・家畜について資金の調達方法(自己資金・金融機関からの借入れ等)について記入して下さい。
- 5 「周辺農地への影響」には、農地の集団化に対する支障、水利調整への支障、そして栽培方法の違いによる支障(特に農薬関係)等について記入して下さい。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内(判決があったことを知った日の翌日から起算します。)に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。)、提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」